

青森県再生可能エネルギー共生税条例（仮称）案の骨子に寄せられた意見とそれに対する県の考え方

番号	大項目	小項目	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
1	全般		<p>「再エネ共生税」は、事業者にとって全く新しい制度となる。「青森県の自然・地域」と「カーボンニュートラル、エネルギー安全保障に貢献する再エネ」の共生は実現できると信じ、県民のみなさまをはじめ、あらゆるステークホルダーにとって望ましいルールづくりを期待する。制度の詳細の設計にあたっては、規制を受ける当事者であり、納税義務者にもなる事業者の意見を十分に踏まえていただくことを要望する。 （同内容の意見が1件ありました。）</p>	御意見として承りました。	その他
2	全般		<p>再エネ共生税の創設にあたっては、カーボンニュートラル社会の実現に取り組む再エネ事業者の財産権や経済活動の自由を過度に制約するものとならないよう、十分に留意していただく必要がある。 （同内容の意見が1件ありました。）</p>	<p>再生可能エネルギー共生税（仮称。以下「再エネ共生税」という。）は、地域の自然環境、景観、歴史、文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生が図られるよう、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（仮称。以下「共生条例」という。）と一体となって、その政策効果・実効性を補完するものであり、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげるためのものです。 また、税率の水準については、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、有識者会議における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら、慎重に検討した上で、設定したものです。</p>	その他

3	全般	多くの再エネ発電事業は、金融機関からの借り入れ（プロジェクトファイナンス等）によって成り立っていることから、再エネ新税の導入による影響は、金融業界にも波及し、より厳しい融資審査を受けることとなります。そうなれば、事業の実現可能性が低下し、ひいては事業者による青森県への投資意欲が低下する事態を招きかねません。投資家や金融機関への影響にも留意いただきたい。 (同内容の意見が1件ありました。)	再エネ共生税の税率の水準については、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、有識者会議における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら、慎重に検討した上で、設定したものです。	その他
4	1 課税の目的	再エネ共生税による税収の用途について、県民や市町村、再エネ事業者に対して、あらかじめ明確に示されている必要がある。 (同内容の意見が1件ありました。)	再エネ共生税は、法定外普通税とすることを踏まえ、税収を特定の費用に充てるということではなく、一般財源総額の中で、共生制度の趣旨に沿って活用していくこととなります。	実施段階検討
5	1 課税の目的	税金は徴収した発電所の近隣へ地元還元する事を条例に明記して頂き、地元と十分にコミュニケーションを取ったうえで意義のある地元貢献となるように税金の用途を決定していただきたい。	再エネ共生税は、法定外普通税とすることを踏まえ、税収を特定の費用に充てるということではなく、一般財源総額の中で、共生制度の趣旨に沿って活用していくこととなります。	実施段階検討
6	1 課税の目的	再エネ共生税の導入の趣旨が、議論検討が行われ始めた当初から、変遷したようにも感じておりますところ、再エネ共生税の税収はゼロが望ましいのか（共生区域＝非課税）、あるいは一定の税収を得たいと考えているのか。	再エネ共生税は、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完するものであり、目的は共生であって、税収ではありませんが、結果的に税収があれば、一般財源総額の中で、共生制度の趣旨に沿って活用していくこととなります。	その他
7	1 課税の目的	再エネ共生税によって県が得る税収は、市町村に分配されるのか。	再エネ共生税は、法定外普通税とすることを踏まえ、税収を特定の費用に充てるということではなく、一般財源総額の中で、共生制度の趣旨に沿って活用していくこととなります。	実施段階検討

8	2 課税の仕組み	(1) 課税の対象	課税の対象が「発電施設の総発電出力」となっていますが、基準が不明確なため、系統接続容量と明記していただきたい。	総発電出力の具体的内容については、再エネ共生税に係る条例に明記する予定ですが、御意見に記載の「系統接続容量」とはせず、電気事業法上の「出力」とする予定です。	反映困難
9	2 課税の仕組み	(3) 非課税	地方公共団体の出資がある施設は、非課税又は適用対象外となるか、その場合、どの段階・レベルで自治体が出資していることが求められるか、など確認したい。 地域の合意形成がなされている施設であるので、適用対象外としていただきたい。 (同内容の意見が1件ありました。)	地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設については、公益性の観点から、再エネ共生税を課さないこととしていますが、地方公共団体が出資している施設は、地方公共団体の所有には当たらないため、当該施設については課税されることになります。	その他
10	2 課税の仕組み	(3) 非課税	共生区域に設置する再生可能エネルギー発電施設は非課税とされたことは、共生区域が地域と事業者の間で合意形成が図られていることを踏まえれば、適切である。 (同内容の意見が1件ありました。)	御意見として承りました。	その他
11	2 課税の仕組み	(4) 課税標準	「賦課期日(1月1日)現在における再生可能エネルギー発電施設の総発電出力」とありますが、実際に発電している期間(運転開始(試運転除く)から発電所の廃止日)が課税対象の期間となるような制度設計していただきたい。	課税標準については、類似の法定税を参考にして、1月1日を賦課期日として、同日現在における再生可能エネルギー発電施設の総発電出力により、賦課することとなるよう制度設計することとしています。 なお、運転開始の日の属する年の翌年の1月1日から課税され、発電施設の廃止の日の属する年の翌年の1月1日からは課税されないこととなります。	記述(対応)済

12	3	税率	<p>負担水準の設定にあたっては、青森県における再エネ発電事業の優位性を損なうことなく、かつ再エネの普及を妨げない程度の水準であることが、もっとも重要だと考えます。事業者の事業性や担税力を踏まえて、負担水準が耐えられる程度のものでなければなりません。 (同内容の意見が1件ありました。)</p>	<p>税率については、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら設定したものであり、事業者の担税力を考慮しています。</p>	記述（対応）済
13	3	税率	<p>税率単価の根拠について外部発表いただきたい。</p>	<p>「調整地域」に係る税率については、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、有識者会議における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら、再エネ事業の実施に支障がない負担水準として設定したものです。 また、「保全地域」及び「保護地域」は、原則として、再エネ事業を計画することができない地域であり、地域の自然環境等と再エネとの共生という、共生条例の政策目的の達成のため、再生可能エネルギー発電事業者に行動変容を促す効果が期待できる水準として設定したものです。</p>	その他
14	3	税率	<p>同じ合意形成プロセスを経るにもかかわらず、税率及び調整区域と保全区域・保護区域の税率差が太陽光発電施設に比べて陸上風力発電施設の方が大きく、県として陸上風力発電施設を抑制する意向が大きく見えることから、再生可能エネルギー事業の導入に後ろ向きであると捉えられかねない。</p>	<p>税率については、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、有識者会議における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら設定したものです。 具体的な負担水準については、FIT価格に基づく営業利益に着目して設定しており、売電収入や営業利益の違いにより、太陽光発電施設と風力発電施設に係る税率に違いが生じたものです。</p>	反映困難

15	3	税率	調整地域と保全地域とに地区が跨がる事業については、設置箇所の地域区分に応じた税率を設定していただきたい。	再生可能エネルギー発電施設が複数の地域にまたがる場合は、設置箇所の地域区分に応じ、総発電出力を施設の設置面積にあん分して算定し課税することとしており、その旨、再生エネ共生税に係る条例に明記することとしています。	記述（対応）済
16	3	税率	売電計画は、FIT/FIP期間中や同期間終了により、変更することが考えられる。認定時の収入（売電単価）が減少することが考えられ、その場合は税率の変更・条例適用外にさせていただくようにご配慮をいただきたい。	再生エネ共生税については、再生可能エネルギー発電事業が継続する限り、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスが、将来にわたって確実に維持されていく必要があることから、時限措置とはしませんが、当該税に係る条例の施行後、5年を目途として検討するという検討条項を設けることとしています。	記述（対応）済
17	3	税率	法人税額を参考にして税額を設定していることを踏まえ、法人税と同様に、対象事業の収益を上限として課税するような制度設計をお願いしたい。	税率の負担水準については、売電収入や営業利益に着目していますが、自然環境等への負荷の観点から、再生可能エネルギー発電施設の総発電出力に応じて課税することとしたものです。	反映困難
18	5	既存施設等の取扱い	リプレース施設への条例適用は見送っていただきたい。	再生エネ共生税は、共生条例と一体となってその政策効果・実効性を補完するものであり、適用対象は、共生条例と同様としておりますので、リプレース施設については、共生条例と同様、当該税に係る条例も適用されることとなります。 なお、共生条例においては、発電設備を更新する際は、一般的に、設備等の位置や規模等の変更により新たな環境影響が生じることや、当初設置時点から相当の時間が経過しており、周辺の自然環境や地域社会の状況等も変化していることが想定されるため、リプレースについても対象としているものです。	反映困難

19	5 既存施設等の取扱い		<p>「共生条例施行時で現に所在する施設は、適用対象外。」とされたことについては、事業者にとっての予見可能性の観点から踏まえており、適切。</p> <p>他方で、開発中の事業の取扱いについて、「共生条例施行時に環境影響評価の公告を開始又は工事計画の届出をしている施設は、適用対象外。」とされているところ、事業者にとっての予見可能性の観点から不十分であり、適切な制度設計ではありません。条例施行時に、「再エネ特措法」に基づくFIT/FIP認定を取得済みの案件までをもって、「適用対象外」とすべき。 (同内容の意見が3件ありました。)</p>	<p>再エネ共生税は、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完するものであり、適用対象は、共生条例と同様としたことによるものです。</p> <p>なお、共生条例において、環境影響評価書の公告の開始時を適用対象外としているのは、環境影響評価書の公告を行った事業は実質的に事業計画が確定している段階にあり、共生条例の施行により事業計画が確定している事業に対しても新たな手続等を課すことにより、事業者には過大な負担が生じることを回避するため、条例の対象外としたものです。</p>	反映困難
20	5 既存施設等の取扱い		<p>既存施設等は課税の適用外とのことだが、その場合、特に、保全地域、保護地域では、既存施設の事業者と比べて、新規参入の事業者は圧倒的に不利な条件となる。独占禁止法上問題ないか。</p>	<p>再エネ共生税は、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完するものであり、適用対象は、共生条例と同様としたことによるものです。</p> <p>なお、既存施設についても、建て替える場合は、再エネ共生税に係る条例が適用されることになり、新規に設置される再生可能エネルギー発電施設であっても、「共生区域」に設置される再エネ発電施設については「非課税」としています。</p>	反映困難
21	6 その他		<p>課税期間を明記いただきたい。</p>	<p>再エネ共生税については、再生可能エネルギー発電事業が継続する限り、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスが、将来にわたって確実に維持されていく必要があることから、時限措置とはしませんが、当該税に係る条例の施行後、5年を目途として検討するという検討条項を設けることとしています。</p>	反映困難

22	6 他	その他	再エネ共生税を創設するにあたって、納税義務者になる事業者側とどの程度話し合いをして、納得感を得られているのか、そのための説明や機会確保が行われているのか、といった点も重要である。	納税義務者となり得る再生可能エネルギー発電事業者に対しては、その事業者団体を通じて、共生条例と併せて、説明を行ってきたところです。 また、事業者団体の要望に応じて、複数の事業者に対しヒアリングを実施し、この結果と有識者会議における各委員のご意見等も踏まえ、課税案をとりまとめたところです。	その他
23	6 他	その他	共生制度および再エネ共生税の創設をめぐって、一部報道において、県と再エネ業界が対立しているかのような受け止められ方をされたことは残念。これらは必ずしも実態に即しておらず、県においては、県民や県内外への理解促進の必要性も踏まえて、今後の周知広報に取り組んでいただきたい。	条例制定後は制度の効果的な周知・広報に努めたいと考えています。いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。	実施段階検討
24	6 他	その他	共生条例および再エネ共生税の条例施行前の周知広報の観点も含めて、再エネの適切な導入促進の機運を高めるためにも、県や事業者団体を中心となって、イベント等を開催していただくことも期待する。	条例制定後は制度の効果的な周知・広報に努めたいと考えています。いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。	実施段階検討
25	6 他	その他	共生条例および再エネ共生税の創設について議論検討する有識者会議が、一部非公開で行われ、そうした措置をとった理由の説明も十分になされていなかったことは残念である。 非公開とされた部分の議事録が、最終的に公開されたことは、議論の記録自体が将来にわたる県民の公共財であることやアーカイブの観点でも適切である。	課税案の検討が行われた第4回及び第5回の有識者会議については、税の負担水準について納税義務者となる再生可能エネルギー発電事業者との協議を行う必要があるため、非公開で実施したものです。 なお、第6回有識者会議前に、これら非公開で行われた有識者会議における資料及び議事録はホームページに掲載しました。	その他
26	6 他	その他	共生条例および再エネ共生税の創設について議論検討する有識者会議について、県民の傍聴も認められず、動画配信も実施されなかったことは残念である。	御意見として承りました。	その他

27	6 他	その他	共生条例および再エネ共生税は、条例施行後も、必要に応じて見直していく（改善）ことが重要である。	再エネ共生税については、再生可能エネルギー発電事業が継続する限り、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスが、将来にわたって確実に維持されていく必要があることから、時限措置とはしませんが、当該税に係る条例の施行後、5年を目途として検討するという検討条項を設けることとしています。	記述（対応）済
28	6 他	その他	再生可能エネルギーをとりまく環境は日々変わっていくものと認識。数年おきに条例を見直す「見直し規定」を条文内に設けることを提案する。	再エネ共生税については、再生可能エネルギー発電事業が継続する限り、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスが、将来にわたって確実に維持されていく必要があることから、時限措置とはしませんが、当該税に係る条例の施行後、5年を目途として検討するという検討条項を設けることとしています。	記述（対応）済
29	6 他	その他	地域へのメリットを計画されている事業については税制免除や税率の削減を検討していただきたい。	調整地域に係る税率の設定に当たっては、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、有識者会議における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら、再エネ事業の実施に支障がない負担水準として設定しました。 また、「共生区域」は、県と市町村が地域資源の保全と活用について総合的に検討した上で、地域との合意を前提として、地域の発展に資すると認められる再エネ事業の実施を促進する区域であり、地域にとって望ましい再エネの導入につなげるという政策的意図に基づき、当該区域に設置される再エネ発電施設については「非課税」としてあります。	反映困難

30	6 他	その他	<p>県民、県議会に対して、骨子に至る途中経過の説明及び意見照会や説明会の開催等もなく、説明資料不十分のパブコメでは県民及び県議会軽視のすすめ方であり、県民及び県議会に対して、資料整理の上、説明会を開催することが必要である。</p> <p>(有識者会議の資料を県ホームページから参照すればこの県の考え方があるとすれば、それは、県民本位ではなく、しかも有識者会議での資料や説明が後になって変更されたり、直近の有識者会議(12月19日)の会議録が未だに公表されず論外。)</p>	<p>納税義務者となり得る再生可能エネルギー発電事業者に対しては、その事業者団体を通じて、共生条例と併せて、説明を行ってきたところです。</p> <p>また、県議会に対しては、条例案が成案となりましたら、議員からの質問に応じ、適切に対応したいと考えております。</p>	その他
31	6 他	その他	<p>共生条例案と税条例案が一体であり、課税することにより共生条例案の政策効果と実効性が補完する目的であるとしていることから、税条例案骨子にも、ゾーニングの考え方、設定、配慮すべき事項、住民合意の進め方等についても記載。それらの記載のない骨子内容は説明不十分で、理解できず、より詳細かつ親切丁寧な資料が必要である。</p>	<p>再生可能エネルギー共生税条例の骨子に係るパブリックコメントのホームページにおいて、共生条例のパブリックコメントのページと有識者会議のページについて関連ページとして掲載したところです。</p>	その他
32	6 他	その他	<p>税条例案に関する2回(9月3日、11月2日)の有識者会議は非公開とされ、各々の会議録が公開されたのが、12月19日の第6回有識者会議であり、県民に対する情報公開が不十分であり、意見募集環境にはないと考えるが、対応を求める。</p>	<p>課税案の検討が行われた第4回及び第5回の有識者会議については、税の負担水準について納税義務者となる再生可能エネルギー発電事業者との協議を行う必要があるため、非公開で実施したものです。</p> <p>なお、第6回有識者会議前に、これら非公開で行われた有識者会議における資料及び議事録はホームページに掲載しました。</p>	その他
33	6 他	その他	<p>税条例案の骨子は、A4版1枚であり、税率の根拠や既存施設を非課税とする根拠等の説明が全くなく、税の妥当性を判断できず、意見募集環境にはないと考えるが、対応を求める。</p>	<p>税条例案の骨子は、税条例に規定する税率や納税義務者などの重要な事項をまとめたものですので、税率の根拠等を記載していません。</p>	その他

34	6 他	その他	共生区域を非課税にすることで自然環境を保護するために得られるメリットは何か。また、有識者会議ではどのような議論をし、その結論に至ったのか経緯等と県の認識についての説明が必要であり、求め、意見とする。	「共生区域」は、県と市町村が地域資源の保全と活用について総合的に検討した上で、地域との合意を前提として、地域の発展に資すると認められる再エネ事業の実施を促進する区域であり、地域にとって望ましい再エネの導入につなげるという政策的意図に基づき、当該区域に設置される再エネ発電施設については「非課税」としてしています。	その他
35	6 他	その他	共生区域への非課税によって、保護すべき保全地域や調整地域でも重要なIBA、KBA、天然記念物等地域を共生区域に誘導し、将来に継承すべき貴重な自然環境を、再生可能エネルギーの名目で破壊し、減少させることは条例制定の目的に反し、矛盾し、改めるべきと考えるが、対応について求める。	「共生区域」は、県と市町村が地域資源の保全と活用について総合的に検討した上で、地域との合意を前提に、地域の発展に資すると認められる再エネ事業の実施を促進する地域です。このため、地域にとって望ましい再エネの導入につなげるという政策的意図に基づき、当該区域に設置される再エネ発電施設について「非課税」としてしています。 「共生区域」となるためには市町村による促進区域等の設定や適切な合意形成プロセスを経る必要があるため、保護・保全すべき自然環境等の地域固有の要素に対して十分配慮された、地域の意見を踏まえた検討が行われ、適切に共生区域が設定されるものと考えています。	その他
36	6 他	その他	11月2日の有識者会議で調整地域の税率が売電収入の0.75としている考え方について、知事は「0.75は基本的に事業者が納税している範囲と理解している。一方で地域貢献としてこれ位いただいている、裏と表の関係で、標準税率はそうなっている」と発言しています。知事発言の真意及び地域貢献の具体的事例について説明が必要と考えるが、対応について求める。	「調整地域」に係る税率の設定に当たっては、電気供給業（発電・小売）に係る「法人事業税」の負担水準や、現在、本県において行われている地域貢献の取組例を参考に、有識者会議における各委員のご意見や事業者からのヒアリング等も踏まえながら、再エネ事業の実施に支障がない負担水準として設定しました。	その他

37	6 他	その	<p>既存施設に対して知事は当初課税する方向で検討をすすめたと理解しているが、非課税とした理由と経緯の説明を求める。又、11月2日有識者会議の事務局説明で、「事業者に税負担の予見可能性がなく、事業者の権利利益へ配慮する必要がある等の政策的配慮から適用除外とした」とあるが、その具体的内容についても説明を求める。</p>	<p>税の制度の検討に当たっては、税負担の公平性や自然環境等への負荷の観点から、既存施設を含めて全ての施設を対象に検討してきましたが、一方で、事業者に予見可能性はなく、権利利益への配慮が必要とも考えていたところ です。</p> <p>これまでの有識者会議における各委員の意見も踏まえ、再生可能エネルギー発電事業者は、税負担の予見可能性がない中で事業の採算性を見極め、事業を実施又は計画していることから、事業者の権利利益へ配慮する必要があること、また、再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、相当の初期投資を行っており、仮に移転する場合であっても、相当の期間とコストが発生することが想定されること等を踏まえ、これらの点を比較考量し、政策的配慮から、既存施設については再エネ共生税に係る条例の適用外とすることとしました。</p>	その他
38	6 他	その	<p>9月3日有識者会議資料で、税率及び税収見込額が年間でゼロ円となるA案の試算イメージが提示され、見込額のあるB案と比較した結果、A案が採用されることになった。税収見込額ゼロのA案が共生条例を補完し、政策効果と実効性があるとは理解できず、説明が必要と考えるが、対応について求める。</p>	<p>「共生区域」は、県と市町村が地域資源の保全と活用について総合的に検討した上で、地域との合意を前提として、地域の発展に資すると認められる再エネ事業の実施を促進する区域であり、地域にとって望ましい再エネの導入につなげるという政策的意図に基づき、当該区域に設置される再エネ発電施設については「非課税」としています。</p>	その他
39	6 他	その	<p>税に関する市町村からの要望等に市町村に対する交付があったが、共生条例案の住民合意プロセスは市町村の事務量と負担が増えることが予想され、税収に関わらず、県は、市町村の事務、業務に対して財政支援が必要と考えるが、対応について求める。</p>	<p>再エネ共生税は、法定外普通税とすることを踏まえ、税収を特定の費用に充てるということではなく、一般財源総額の中で、共生制度の趣旨に沿って活用していくこととなりますが、必要な取組については、再生可能エネルギー共生税の税収がなくとも優先順位を踏まえつつ、適切に実施することになると考えています。</p>	その他